

「奈良県障害者計画」を策定

約 30,000 件に及ぶ大規模な「障害者の生活、介護等に関する実態調査」から把握した課題の解決に向けて、具体的な施策を進めるために「奈良県障害福祉計画」を策定

1 計画の基本理念

- ・ 障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会の実現
- ・ 誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支えあえる地域社会の実現

2 計画の特徴

- (1) 障害者の実態調査により把握した本県の特徴や課題に対応する具体的な「奈良方式」の施策の確立と推進を目指す
- (2) 全ての障害に共通する基本編に加え、新たに障害の種別ごとの取り組みを設け、きめ細かな施策を実施
- (3) 県が主体的な役割を果たすことを明確化するとともに、地域や企業等外部との協力・連携を重視

3 計画の主要な内容

(1) 基本編（施策体系）

I	中分類	小分類
障害のある人の生活の質の向上	1 オーダーメイドの個別支援システムの構築	① 個別支援計画に基づく支援システムづくり
	2 本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実	① 自立支援協議会の活性化
		② 相談支援体制の充実
		③ 福祉サービスの充実
	3 特別支援教育の充実	① 地域で共に学ぶための環境整備
		② 特別支援教育の充実に向けた取り組み
		③ 進路指導の充実と職場開拓の促進
		④ 特別支援学校卒業後の自立プログラム
	4 住まいの確保	① グループホーム・ケアホームの質・量の充実
		② 障害のある人向け住戸の確保
	5 障害のある人とその家族を支えるレスパイトサービスの充実	① ショートステイ床の確保
		② 在宅サービスの充実
		③ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進

II		
障害のある人の就労の促進 障害のある人の社会参加と	6 企業・地域と障害のある人がつながるシステムづくり	① 障害のある人の社会参加の促進
		② 障害のある人の就労に向けた支援
		③ 障害福祉版アドプトプログラム
		④ 「ものづくり」における農工との連携
	7 障害者雇用モデルの確立	① 県主導による障害者雇用モデルの開発・実践
		② 事業所としての県庁の雇用実践
		③ 福祉的就労への支援
		④ 企業による障害者雇用の推進
	8 公的機関による障害者応援システムづくり	① 公的機関の発注拡大
		② 公共機関・大企業によるインターンシッププログラム
	9 障害のある人の所得の確保	① 各種障害者手当・年金等の充実

III		
障害のある人の安心の確保	10 障害者医療の充実	① 障害者医療のネットワークの構築による在宅ケアの推進
		② 重症心身障害児(者)への支援
		③ 障害者医療の充実と福祉と医療の連携
	11 総合的なバリアフリーの推進	① ソフト・ハード両面からのバリアフリーの推進
	12 防災・防犯対策の充実	① 防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立
		② 防災・防犯体制の向上
		③ コミュニティにおける防災・防犯体制の強化
	13 相互理解の推進と権利擁護	① 相互理解のための広報啓発の推進
		② 国際交流の推進
		③ 権利擁護のための施策の充実
		④ 事業所・病院等への指導の強化

(2) 障害種別ごとの取り組み

【身体障害のある人に係る施策の充実】

- ① 「住宅」と「まち」の整備による面的なバリアフリー化の推進
- ② 多様な働き方の創出と賃金水準の向上
- ③ コミュニケーション支援の充実

【知的障害のある人に係る施策の充実】

- ① 家族のサポート体制の充実
- ② 地域の住まいづくり
- ③ 就労の促進と収入の向上
- ④ 福祉サービスの質・量の充実

【精神障害のある人に係る施策の充実】

- ① 医療機関との連携による相談支援体制の構築
- ② 社会参加と就労の促進

【重複障害のある人に係る施策の充実】

- ① 重症心身障害児（者）通園事業の充実・強化
- ② ショートステイ床の確保
- ③ 在宅サービスの充実及び医療ケア体制の整備
- ④ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進

【発達障害のある人に係る施策の充実】

- ① 早期発見・早期療育の実現に向けた体制づくり
- ② 障害への理解に関する普及・啓発

【高次脳機能障害のある人に係る施策の充実】

- ① 高次脳機能障害のある人及びその家族に対する支援の強化
- ② 障害に対する正しい理解に向けた普及・啓発
- ③ 関係機関による支援ネットワークの構築

4 その他

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第9条第2項の規定による「奈良県障害者長期計画2005」と障害者自立支援法第89条第1項の規定による「奈良県障害福祉計画（第2期）」を一体として策定し、奈良県における総合的な障害者施策を展開するもの。

(2) 計画の実施期間

平成22年度から平成26年度までの5年間
(ただし、障害福祉計画に係る部分は平成23年度まで)

5 県民への意見募集（パブリック・コメント）

計画の策定に際し実施したパブリックコメントについては以下のとおり。

(1) 募集期間：平成22年2月8日（月）から2月28日（日）まで

(2) 意見数：24人（114件）

(3) 意見内容

- | | |
|--------------------------|-----|
| ・障害のある人の生活の質の向上に対する意見 | 55件 |
| ・障害のある人の社会参加と就労の促進に対する意見 | 27件 |
| ・障害のある人の安心の確保に対する意見 | 13件 |
| ・その他 | 19件 |